

市川三郷町食育推進計画



令和 7 年 3 月

目次

I. 計画の概要	1
II. 食育推進における課題	2
III. 食育推進の基本的な考え方	5
IV. 食育推進に関する施策	6
◆施策体系	6
◆具体的施策	7
V. 参考資料	16

I. 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

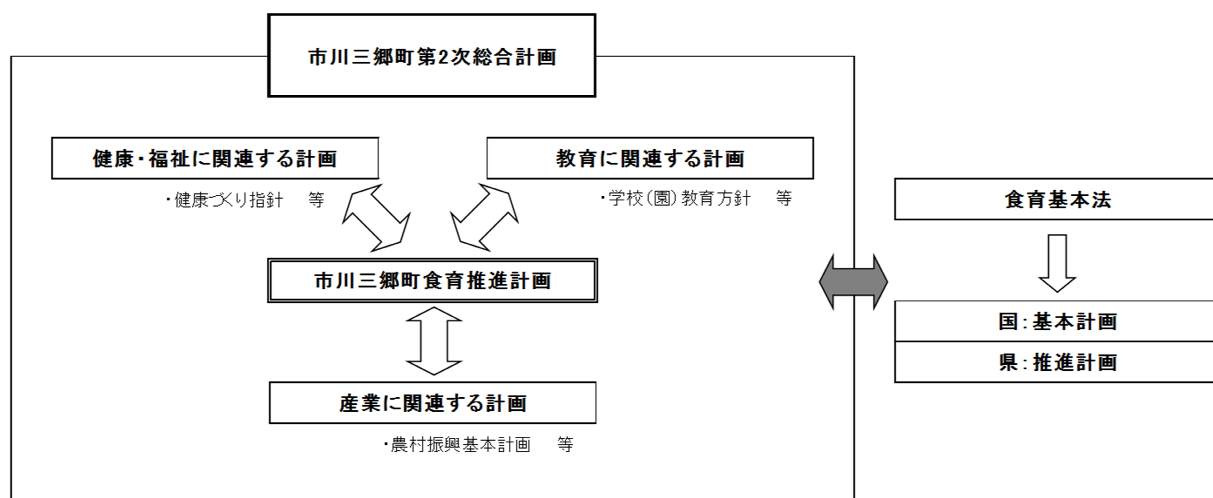
近年、社会や経済の情勢がめまぐるしく変化する中で、食そのものや食を取り巻く環境は大きく変化しており、人々の食に対する意識の低下や食品の安全・安心への不安、食料資源の浪費、生活習慣病の増加などという問題も見受けられます。また、若年層の朝食欠食、家族と一緒に食事をとらない「孤食」の顕在化や、日本の食文化の継承の危機など、食に対する意識の低下から、健全な食生活を失いつつあります。

こうした食の変化を巡る環境の変化に伴う様々な問題に対処し、国民が生涯にわたって心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成17年7月、食育基本法が施行され、平成18年3月には、同法に基づく「食育推進基本計画」、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」が策定されました。

山梨県においても、平成18年12月に「やまなし食育推進計画」、令和3年3月には「第4次やまなし食育推進計画」が策定されました。

本町においても、国の基本計画、県の推進計画を踏まえ、固有の風土や文化等を生かしながら食の大切さの意識を高め、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てるため、今後総合的かつ計画的に食育を推進していく上での指針となる「市川三郷町食育推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ



本計画は、食育基本法及び食育推進基本計画に基づく市町村の食育推進計画として、町の総合計画である「市川三郷町第2次総合計画」の趣旨に沿い、各分野別計画との調和を図り、策定しました。食育の推進は広範・多数の施策、事業を調整する必要があることから、本計画は、町総合計画を基礎とし、既に策定されている町の各計画との整合を図り、食育という面で各計画を連結する役割をもつものとなります。

3. 計画期間

この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

Ⅱ. 食育推進における課題

1. 整った食習慣の定着とバランスのとれた食事の実践

健康づくり、生活習慣病の予防及び改善のためには、整った食習慣と、バランスのとれた食生活を身に着けることが重要です。

また、ライフスタイルや家庭環境の多様化、高齢化等により、健全な食生活を実現することが困難な立場にある人がいることを踏まえ、地域や行政など様々な機関が連携し、食育を推進していく必要があります。

2. 共食を通じた食育の推進

日常生活の基盤である家庭において、食育を推進していくことは、特に成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取し健やかな体を作り、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となることから重要です。特に、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であると考えられることから、家族との共食を推進していく必要があります。

また、近年では高齢者の一人暮らしや家庭環境の多様化により、家庭での共食が困難なケースも増えているため、地域と連携し、家庭外の様々な人と共食する機会を作ることも重要です。

3. 特色ある食文化の伝承

地域産物を活用した伝統料理などの食文化に対する理解を促進し、次世代に伝えていくことは、豊かな食生活を実現するために重要です。また、仲間、地域の人たちと伝統料理や行事を楽しむことで食文化を共有し、地域への誇り、人への思いやりを育てるとともに、次世代に継承する取り組みを進めていく必要があります。

4. 食に関する情報提供の促進

食に関する情報が氾濫している中、安全で安心できる食生活を送るためには、食に関する正しい知識を持ち、適切に活用することが必要です。

本町においても、町民が自らの判断による食の選択を支援するため、食に関する正しい知識・情報を提供する場を充実させる必要があります。

Ⅲ. 食育推進の基本的な考え方

1. 基本理念

計画の策定・実施にあたっては、町の基本理念を次のとおり定めて、食育を推進することとします。

「市川三郷町では、食育を通して町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことを目指します。

この食育の取り組みは、町民、地域、各種団体などと行政が協働し、推進していきます。」

2. 基本目標・基本方針

○基本目標

固有の風土や文化等を活かしながら「食」の大切さの意識を高め、健康な食生活の実践と豊かな人間性を育てます。

○基本方針

＜１＞家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携して食育に取り組み、食に対する感謝の気持ちをもちながら、生涯にわたって健全な食生活を実践できる人づくりを推進する。

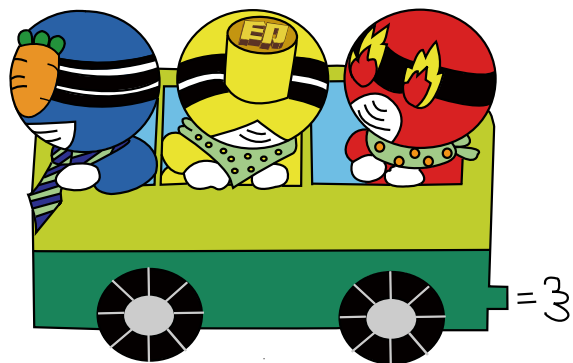
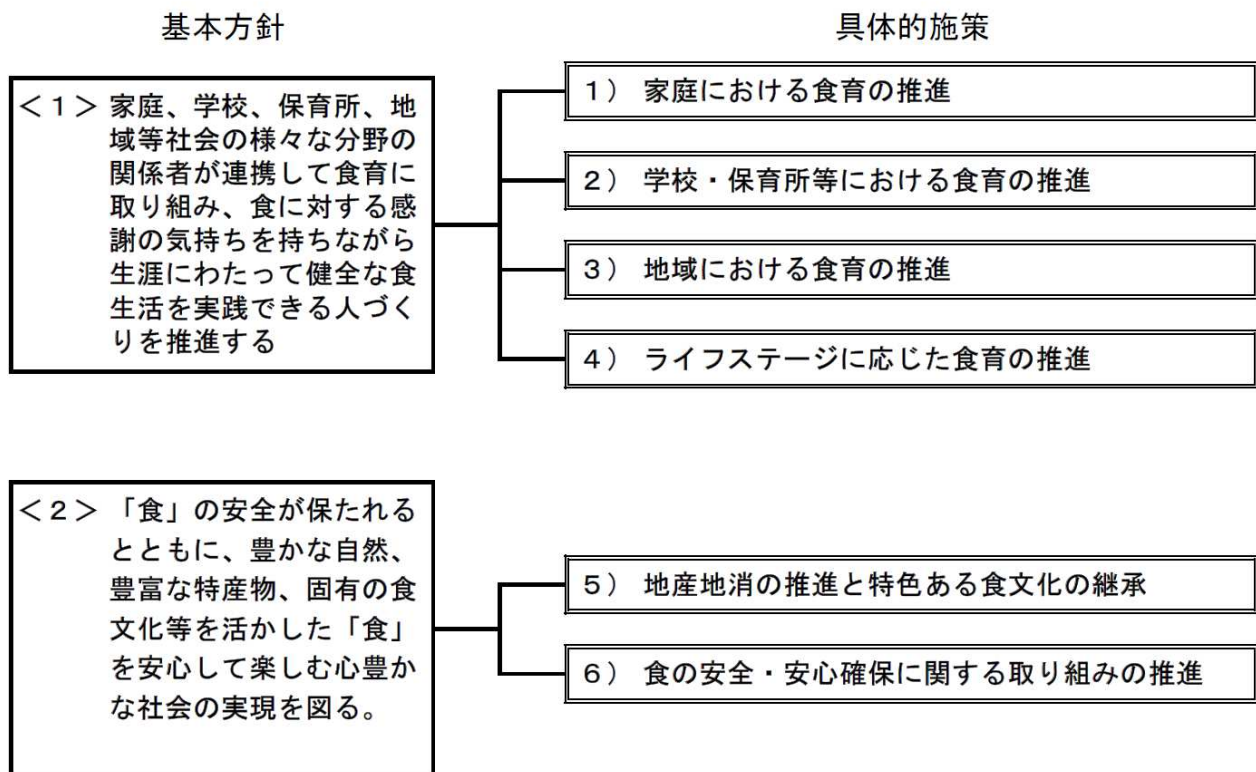
＜２＞「食」の安全が保たれるとともに、豊かな自然、豊富な特産物、固有の食文化等を活かした「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現を図る。

食育とは…

食育基本法においては、「生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけられており、特に子どもたちに対する食育は、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」とされている。

Ⅳ. 食育推進に関する施策

◆施策体系



◆具体的施策

基本方針

＜１＞家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携して食育に取り組み、食に対する感謝の気持ちを持ちながら生涯にわたって健全な食生活を実践できる人づくりを推進する。

1. 家庭における食育の推進

日常生活の基盤である家庭において、食育を推進していくことは、特に成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取し健やかな体を作り、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となることから重要です。

また、家族との共食は、子どもたちに、食卓を囲む家族の団らんによる食の楽しさを実感させるとともに、食事のマナーや食への感謝の気持ちなど食や生活に関する基礎を身に付ける大切な機会であるため、家庭における食育を推進していきます。

- 家族が規則正しい生活リズムを身に付けるため、「早寝早起き朝ごはん」運動の推進活動に協力します。
- 家庭でのバランスのとれた食生活の実践を促進するため、食生活改善推進員等と協力して食育教室や、男性を対象とした料理教室等を開催します。
- 料理や食事を通して、家庭での食事を楽しむことができるよう親子料理教室や家庭料理講座への参加を呼びかけます。
- 家庭での歯の健康意識を高め、ブラッシング等を実践できるよう、保護者に向けた啓発を行います。

- 家庭で作れる子どものための手作りおやつやおやつのレシピを配布し、手作りおやつの推進に努めます。
- 朝食を食べる習慣を身に付けることができるように、簡単で栄養のバランスの優れた朝食レシピ等の情報を提供します。
- 学校・保育所等や地域・家庭との連携により、食育に関する正しい知識を広め理解を促進します。
- 家庭での食品ロスを抑えられるよう、「山梨県食品ロス削減推進計画」を踏まえながら削減推進に努めます。



2. 学校・保育所等における食育の推進

食生活をめぐる問題が大きくなる中で、学校・保育所等は、「給食」の時間をはじめとした教育活動を通して、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。「食を営む力」の育成に向けその基礎を培うことを目標とし、教育活動に食育を位置づけ推進することで子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

また、学校・保育所等での食育は、家庭への波及効果も期待でき、子どもが食の大切さや楽しみを実感できるよう、家庭や地域と連携しつつ取り組みます。

〈学校〉

（教育関連）

- 食に関する指導の全体計画、食に関する指導の年間計画に基づき、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の観点などから、学校・家庭・地域が連携し、食育を推進していきます。
- 栄養教諭を中心に教職員の食育の意識を高め、学校の教育活動の中で計画的な食に関する指導を行います。
- 栄養教諭・学校栄養職員の専門性を生かして、児童生徒や保護者への食に関する指導を進めます。
- 生産者との交流や体験活動を通じて、子どもたちの食への関心を高める活動を推進します。

（給食関連）

- 児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解のため、学校給食が「生きた教材」となるよう献立内容の充実を促進します。また、郷土食など伝統的な食文化を継承した献立を取り入れます。
- 望ましい食生活や食料の生産等に対する児童生徒の関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進を図ります。また、生産等に関する情報を児童生徒や保護者にも伝達する取り組みを促進します。

- 給食だよりや献立表等の配布、学校給食試食会等により地域・家庭と連携して食育に取り組み、食育に関する正しい知識を広め、理解を促進します。
- 安全性を優先し、楽しい給食の時間を過ごす環境づくりをします。
- 配膳の仕方や箸の持ち方、あいさつなど、食事の基本的なマナーを身に付けられるよう、日常的な指導を充実させます。
- 食材を大切にし、残さず食べるように指導します。
- 栄養教諭・養護教諭を中心に、家庭と学校が連携しながら食物アレルギーや肥満等児童生徒の実態に応じた個別相談指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。

〈保育所〉

（教育関連）

- 栄養教諭・学校栄養職員の専門性を生かして、児童や保護者への食に関する指導を進めます。
- 生産者との交流や体験活動を通じて、子どもたちの食への関心を高める活動を推進します。

（給食関連）

- 季節や地域行事にあわせた伝統食を給食に取り入れ、食への関心を高めるとともに、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。
- 給食だよりや献立表等の配布、学校給食試食会等により地域・家庭と連携して食育に取り組み、食育に関する正しい知識を広め、理解を促進します。
- 安全性を優先し、楽しい給食の時間を過ごす環境づくりをします。
- 配膳の仕方や箸の持ち方、あいさつなど、食事の基本的なマナーを身に付けられるよう、日常的な指導を充実させます。
- 食材を大切にし、残さず食べるように指導します。

- 食物アレルギー疾患を持つ子どもの実態を把握し、子どもの食の安全管理のための除去食・代替食を充実させます。



3. 地域における食育の推進

すべての町民が、安心して生涯を健康で過ごすためには、一人ひとりが自分の健康状態に応じて、食生活等の健康づくりを実践していくことが重要あり、家庭や学校以外に地域における生活のあらゆる場面が食育推進の大切な場となります。家庭や学校と地域が協働して情報を共有し、地域の人材や組織の育成、関係者のネットワークを推進し、食育推進の輪を広げます。

- ごはんを主食とし、栄養バランスに優れ、多彩な食品を組み合わせた日本人が昔から大切にしてきた和食文化を基準とした食生活を推奨します。
- 伝統の味を大切にし、地元食材を活用した薄味でバランスのとれた食事を心がけ、安全で新鮮な食品を食べる機会を増やすよう普及を図ります。
- 食育の推進に関わる機関のネットワーク化を図り、協働して食育に取り組む体制づくりを推進します。
- 地域で活動する食生活改善推進員等の養成と地域に根付いた活動の活性化を支援します。
- ボランティアの総合的な講習に食育の視点を取り入れ、食育の担い手を増やします。
- こども食堂など、地域での共食の場を増やせるよう支援します。
- ホームページや広報誌などのメディアを活用し、各地域の産品や生産活動などを発信します。
- 農産物の直売や加工体験、地域情報等を提供する場の整備を促進します。
- 生産者や生産者団体と協力し、地元産物の展示および収穫祭や即売会の開催を支援し、各種イベントについて町内外に広く周知します。
- 食材を育む農地・山林・河川の環境を保全し、農林業地域の環境保全への

取り組みを支援します。

- 学校・保育所等や地域・家庭との連携により、食育に関する正しい知識を広め、理解を促進します。
- 学校・保育所等と地域が連携し、生産者との交流や体験活動を通じて、子どもたちの食への関心を高める活動を推進します。
- 職場体験や施設見学等といった食育体験活動について、事業者とともに取り組みます。



4. ライフステージに応じた食育の推進

心身の健康の増進と豊かな人間性を育むためには、生涯にわたって健全な食生活を実現する必要があります。そのためには、食に関する適切な判断力を養い、食育の意義や必要性等について広く理解を深めあらゆる世代、様々な立場で自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージ（人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階）に対応し、生涯を通じた切れ目のない食育を推進していきます。

- 生活習慣病や介護予防を図るため、年代やライフスタイル、個人の健康状態に応じ、保健師・管理栄養士による食生活の指導を実施します。
- 食生活改善推進員等による子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。
- 健康相談等による妊産婦に関する栄養指導、離乳食・アレルギー等に関する情報の提供を行い、幼児期における食の知識の普及を図ります。
- 家庭での歯の健康意識を高め、ブラッシング等を実践できるよう保護者にむけ啓発を行います。
- 歯の健康を維持する為、学校・保育所等における歯科指導を推進します。
- 咀嚼力を育てるために、噛みごたえのある食材や調理法を取り入れた給食を通して、よくかんで食べる習慣を身に付けるよう啓発します。
- 妊娠期を健康に過ごすために、母子健康手帳交付時に産前の食育アドバイスを行い、その後も離乳食教室や乳幼児健診等で保健師や管理栄養士が正しい食生活の啓発を行います。
- 母親とのコミュニケーションを大切にした離乳食教室や子育て相談、乳幼児の発育・発達に応じた保健指導等を実施し、個別相談に応じます。

基本方針

＜２＞「食」の安全が保たれるとともに、豊かな自然、豊富な特産物、固有の食文化等を活かした「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現を図る。

５．地産地消の推進と特色ある食文化の継承

本町は恵まれた自然の中で、様々な特色ある食物を生産しています。特に大塚地区には「のっぷい」と呼ばれる非常にきめが細かく作土の深い肥沃な土壌が広がり、大塚にんじんをはじめとした特色ある作物を生産し、特色ある食文化を発展させてきました。

地元で生産された新鮮で安全な食材を地元で消費することにより、地元食材への理解を深め、地域の活性化や環境の保全、健康的な食生活への意識向上へつなげていくことを目指して、地産地消を推進していきます。また、特色ある食文化を継承しながら、これまで積み重ねた食に関する経験を学び、一層豊かな食文化を醸成していきます。

- 生産現場で消費者が直接収穫を体験できる機会を提供し、農林業への理解を促すとともに、地元食材のよさを見直す機会を作ります。
- 農産物の直売や加工体験、地域情報等を提供する場の整備を促進します。
- 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立を取り入れ、地産地消を進めます。
- 季節や地域行事にあわせた伝統食を給食に取り入れ、食への関心を高めるとともに、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。
- 町広報誌やホームページを通じて地元特産品の旬や地元特産品を用いた伝統料理のレシピ情報を提供します。

6. 食の安全・安心確保に関する取り組みの推進

日々の食事を安心して食べ、健康を保つためには、食品の安全性に関する知識をもち、食品を適確に選ぶことや、食の安全を守る保存法・調理法を知り活用することが必要です。食品の安全性や食に関する幅広い情報を迅速に多様な手段で提供し、町民が食生活に関する正しい知識を持つことにより、自らの判断で食を選択できるよう努めます。

- 食品の安全性について、パンフレットやホームページ等において、生産者・事業者・消費者に分かりやすく迅速に情報を提供します。
- 国・県等と連携しながら講習会等を通じて、生産者や事業者の責務意識の向上を図ります。
- 食の安全・安心確保に取り組む生産者・事業者・消費者に対して、国・県と連携して様々な支援を行います。
- 学校・保育所等と連携しながら、食品を適確に選ぶ力を身につけるため、食品の安全性に関する正しい知識の普及を図ります。

IV. 参考資料

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）

身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進する

ことが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、

国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（平二七法六六・一部改正）

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子ども

を対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

(平二七法六六・一部改正)

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(政令への委任)

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(都道府県食育推進会議)

(平二七法六六・一部改正)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(会長)

(市町村食育推進会議)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(平二七法六六・一部改正)

附 則 抄

(委員)

(施行期日)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(施行期日)

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(委員の任期)

(施行の日=平成二一年九月一日)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。